

東浦町職員の勧奨退職等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町職員の勧奨退職等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(勧奨退職の意義)

第2条 勧奨退職は、任命権者が効率的な人事管理を確保するため定年前の職員に対して退職を勧奨し、当該職員がこれに応じて申出をする退職をいう。

(勧奨退職職員)

第3条 勧奨の対象となる職員（以下「勧奨対象職員」という。）は、退職の日における年齢が50歳以上で60歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 園長、課長補佐以上の職にある者

(2) 前号に規定する職員以外の職員で25年以上の勤続期間を有する者

2 任命権者は、前項に規定する勧奨対象職員の名簿を年度当初に作成するものとする。

(勧奨の通知及び申出)

第4条 任命権者は、勧奨対象職員に退職を勧奨しようとするときは、年度当初にその旨を本人に通知しなければならない。

2 前項の規定により勧奨退職の通知を受けた職員のうち勧奨に応諾しようとする者は、退職する年度の6月末日までに、任命権者に勧奨退職申出書を提出しなければならない。ただし、任命権者が特に認めたときは、この限りでない。

(退職期日)

第5条 勧奨退職の期日は、勧奨退職の申出をした日の属する年度の3月31日とする。ただし、任命権者が特に認めたときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成8年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月26日から施行する。

勸奨退職申出書

年 月 日

任命権者

殿

所属

職名

氏名

生年月日

年 月 日

印

日

東浦町職員の勸奨退職等に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、
年 月 日をもって退職することを申し出ます。